

勝浦市農業委員会会議録

(1 月定例会)

平成31年1月8日(火曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(202会議室)に招集した。

1 出席委員は、8名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	3 番 数 金 清 美	4 番 谷 敏 夫
5 番 浅 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛	7 番 藤 江 義 博
8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一	

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

改めまして明けましておめでとうございます。

輝かしい新年をお迎えのことと思います。

本年も引き続きよろしく願い申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、非常に災害の多い年であったのではないかと思います。

特に集中豪雨や大きな地震など様々な災害があり、まだまだ復旧が済んでいない地域もあるようでございます。

一刻も早く復旧できるよう心から願っております。

今年は亥年ということで猪突猛進の年であるとテレビや新聞などでは言われています。

農業委員といたしましても農地を守るのが我々の大きな使命でございますので、昨年に増して引き続き農地のパトロール等をお願いし、農地を守っていくんだという心構えで本年も一年取り組んでいただきたいと思います。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の、出席委員は 9名中8名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

これより、平成31年勝浦市農業委員会1月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番数金清美委員及び4番谷敏夫委員を指名いたします。

よろしく願います。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明いたします。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は守谷の畑1筆、田1筆の計2筆877平方メートル、倉庫建設用地に転用するための、所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、倉庫1棟、115平方メートルのほか、収納物仕分けスペース、250平方メートル、駐車スペース、150平方メートルです。

転用の時期は平成31年3月10日から平成31年5月10日であり、資金計画は借入金によるもので、貸付金証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は、守谷海岸において海の家を経営しており、これま

で借用していた倉庫地を返さなければならなくなったことに伴い、新規に倉庫建設用地を求めたいとし、譲渡人は、譲受人の計画に応じるとして申請がなされたものであります。

申請位置は、元清海小学校の●側、約●●●メートルの位置となります。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は平田の畑1筆、256平方メートル、貸資材置場用地に転用するための、所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、貸資材置場、256平方メートルです。

転用の時期は許可日から平成31年3月31日であり、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は、建築業を営んでおり、加工中の木材等を置くスペースがないため、作業場に隣接するこの土地を資材置場としてかつようしたいとし、譲渡人は、譲受人の計画に応じるとして申請がなされたものであります。

なお、譲受人は自身が整備した後に、自身が役員となっている会社に貸し付けるものであり、貸資材置場の例外規定に該当するものです。

申請位置は、学校給食共同調理場の●側、約●●●メートルの位置となります。

以上で議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、8番滝口裕都委員、お願いします。

○8番（滝口裕都委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

1月5日、申請者と面談し現地を確認したところ、保全管理されている状況でした。

譲受人は、これまで借用していた倉庫地の返還に伴い、新規に倉庫用地を求めたいとし、譲渡人は、譲受人の計画に応じるとして申請に至ったとのことでした。

現場は第2種農地に該当し、代替性は無いと判断されることから、許可要件につきまして特に問題はないと考えます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） 続きまして、申請番号2番につきまして、6番佐藤衛委員、お願いします。

○6番（佐藤衛委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

1月4日、申請者と面談し現地を確認したところ、家庭菜園程度の利用状況でした。

譲受人は、作業場に隣接する当該地を、資材置場として活用したいとし、譲渡人は、譲受人の計画に応じるとして申請に至ったとのこと。

現場は第2種農地に該当し、代替性は無いと判断されることから、許可要件につきまして特に問題はないと考えます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 申請番号1番ですが、畑と田となっておりますが、写真を見た感じだと埋め立ててあるように見えますけれどもどうですか。

○事務局長（窪田正） この場所につきましては、興津バイパスの建設当時に盛り土されたという情報は得たところですが、何年頃にどのようにして埋め立てたのかという詳細まではわかりませんでした。

当時のバイパス建設ということなので、昭和58年、59年頃に開通しておりますので、その工事の際に廃土事業か何かで埋め立てたものと推測します。

○3番（数金清美委員） はい、わかりました。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

続いて、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の

委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。
次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年12月19日付けで決定を求められたものです。

このたびの1月定例会に諮るべき件数は、新規設定1件、4,284平方メートルです。
資料の3ページをご覧ください。申請番号1番、大楠地区ほ場整備事業の追加分となります。

本件は、大楠地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

内容は、大楠の田、7筆、4,284平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、2月1日から10ヶ年の新規設定です。

なお、後の報告に関連するところでありますが、新たに賃借権を設定するにあたっては、これまで設定してありました権利等を解除する必要があるとして、今回の千葉県農地中間管理機構との賃借権設定に際しまして、農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の解約の手続きを行いました。

報告の内容も含まれましたが、以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、申請番号1番の計画は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、資料の4ページになります。

このたびの1月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は1件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行し、工事完了報告書は県に進達いたしました。

次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知については、資料の5ページと6ページになります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃借権の解除・解約の申し入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものであります。

このたびの1月定例会にご報告すべき当該件数は2件です。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高旨粧一会長） なしとの声があったので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成31年勝浦市農業委員会1月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時50分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成31年1月6日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
